

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	令和5年9月29日
【中間会計期間】	第53期中(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
【会社名】	株式会社 秋田樺台ゴルフクラブ
【英訳名】	Corporation Akita Tubakidai Golf Club
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 熊谷清隆
【本店の所在の場所】	秋田市雄和樺川字奥樺岱235番地
【電話番号】	018 - 886 - 8888(代表)
【事務連絡者氏名】	支配人 石塚通
【最寄りの連絡場所】	秋田市雄和樺川字奥樺岱235番地
【電話番号】	018 - 886 - 8888(代表)
【事務連絡者氏名】	支配人 石塚通
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第51期中	第52期中	第53期中	第51期	第52期
会計期間	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 6月30日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 6月30日	自 令和5年 1月1日 至 令和5年 6月30日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 12月31日
売上高 (千円)	151,217	140,393	154,746	327,727	345,552
経常利益又は経常損失 (千円)	1,830	7,078	6,819	1,592	7,860
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(千円)	1,664	7,244	7,019	840	6,071
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	474,250	474,250	474,250	474,250	474,250
発行済株式総数 (株)	9,485	9,485	9,485	9,485	9,485
純資産額 (千円)	379,044	369,294	375,592	376,539	382,611
総資産額 (千円)	2,412,246	2,411,883	2,418,620	2,372,739	2,378,344
1株当たり純資産額 (円)	39,962.48	38,934.60	39,598.56	39,698.41	40,338.57
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当期) 純損失(円)	175.50	763.80	740.02	88.56	640.16
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	15.7	15.3	15.5	15.8	16.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,706	28,652	13,015	42,384	52,379
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,479	4,973	64,384	16,760	7,327
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,370	5,267	8,306	6,423	12,717
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	207,677	233,539	187,785	215,126	247,460
従業員数 (人)	18	17	17	16	17
(外、平均臨時雇用者数)	(16)	(13)	(14)	(21)	(17)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、第53期中、第52期中、第51期は1株当たり中間(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第52期、第51期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 「収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期中及び第52期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和5年6月30日現在

従業員数(人)	17 (14)
---------	-----------

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部	8
マスター室	2
レストラン部	2
管理部	5
合計	17

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員数を()外数で記載しております。
2 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、当社は事業年度では第52期で営業利益が発生しておりますが、継続的に営業損失が発生しております。当中間会計期間においても10,647千円の営業損失が発生しております。

当社においては、第5「経理の状況」2中間財務諸表等(継続企業の前提に関する事項)に記載しているとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当中間会計期間は、雪解けが順調で前期より15日早い3月18日にオープンいたしました。

5月8日から新型コロナが5類に移行され、政府による行動制限がなくなり、お客様も通常どおりに来場していただいております。入場者数についても営業日数が15日増えたことにより増加しております。気候条件などで4月、5月は前年の入場者数を下回ったものの、6月までの入場者数は前年同期比735名増加の13,105名となっております。

業績につきましては、入場者数が増加し、ゴルフ場収入では前年同期比11,047千円(12.3%)増収の101,065千円となり、レストラン収入も前年同期比3,719千円(15.8%)増収の27,239千円、売店売上収入は前年同期比34千円(3.3%)増収の1,080千円となりました。営業雑収入は、前年同期比383千円(1.7%)減収の22,373千円となり、また、練習場運営収入は前年同期比65千円(2.2%)減収の2,987千円となりました。以上の結果、営業収益全体では前年同期比14,353千円(10.2%)増収の154,746千円になりました。

営業費用につきましては、円安、物価上昇にも歯止めがかからず、更に、最低賃金の上昇などの影響で、営業費用全体では前年同期比16,673千円(11.2%)支出が増え165,393千円となりました。

この結果、当中間会計期間の営業損失は10,647千円（前年同期は営業損失8,326千円）となりました。経常損失は6,819千円（前年同期は経常損失7,078千円）になり、中間純損失は7,019千円（前年同期は中間純損失7,244千円）を計上することになりました。

(生産、受注及び販売の状況)

当社は、ゴルフ場経営を主たる事業としているため、生産及び受注の状況は記載しておりません。

当中間会計期間の営業実績を示すと次のとおりであります。

営業日数・入場者数

項目		前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)	前年同期比(%)
営業日数(日)		90	105	16.6
入場者数(人)	会員	6,029	6,129	1.6
	非会員	6,341	6,976	10.0
	合計	12,370	13,105	5.9

収入実績

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前年同期比(%)
	(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日) (千円)	(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日) (千円)	
ゴルフ場収入	90,018	101,065	12.3
(利用料)	(89,415)	(100,404)	(12.3)
(その他の収入)	(603)	(661)	(9.4)
練習場運営収入	3,053	2,987	2.2
売店売上収入	1,046	1,080	3.3
営業雑収入	22,756	22,373	1.7
レストラン収入	23,519	27,239	15.8
合計	140,393	154,746	10.2

(2) 財政状態

当中間会計期間末の資産合計は2,418,620千円と前事業年度より40,276千円増加しております。

負債は2,043,028千円で前事業年度より47,295千円増加しております。また、純資産は375,592千円と前事業年度より7,019千円減少しております。

当社は、ゴルフ場の土地、コース等の有形固定資産への投資が2,133,695千円と多額であり、その資金の源泉として長期預り金が1,898,800千円となっております。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローは13,015千円の資金の増加となり、投資活動によるキャッシュ・フローは64,384千円の資金の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは8,306千円の資金の減少となりました。その結果、資金の減少額は59,675千円(前年同期は18,412千円増加)となり、当中間会計期間末の資金は187,785千円となりました。

当中間会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は13,015千円となり、前年同期比15,637千円資金が減少になりました。

当中間会計期間は、売上債権の増減額に伴う資金の大幅な減少と、未払消費税等の増減額の減少などが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は64,384千円となり、前年同期比59,411千円資金が減少となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は8,306千円となり、前年同期比3,039千円資金が減少となりました。これは、長期借入金の返済による支出(2,502千円)が増加し、長期預り金の返済による支出(2,600千円)、リース債務の返済による支出(3,204千円)が増加したことが、資金の減少の要因であります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は会員からの会員入会金（入会保証金）を長期預り金として固定負債に計上しております。

会員入会金は入会の日から据置期間経過後に会員から退会の申し出があった場合、これを返還することになります。

当中間会計期間は10,647千円の営業損失を計上しました。また、当社は事業年度では第52期は営業利益が発生しておりますが、将来必要となる設備投資や財務活動によるキャッシュ・フロー支出を考慮しますと、十分な営業活動によるキャッシュ・フローを獲得しておりません。

長期預り金の残高が依然として多額であり、当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、以下の対応をしております。

会員の同意を得たうえで、会員権を分割し、償還期限を延長する。

しかしながら、上記の対応を行えば万全というものではなく、また、すべての会員の合意を得たものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、当社が新たに締結した経営上の重要な契約や変更、若しくは解約などはありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、建物ではカート庫新築37,482千円、カート庫の電気、給水設備に4,182千円、その他に構築物は18,991千円の設備投資を行いました。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末に重要な設備の新設、除却等の計画はないため、前事業年度末の計画に対する重要な変更、あるいは、計画の完了について該当事項はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等についての計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000
計	14,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和5年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年9月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,485	9,485	該当なし	(注)1・2
計	9,485	9,485		

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

2 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和5年1月1日～ 令和5年6月30日		9,485		474,250		

(5) 【大株主の状況】

令和5年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社秋田魁新報社	秋田市山王臨海町1番1号	84	0.8
秋田テレビ株式会社	秋田市八橋本町三丁目2番14号	56	0.5
株式会社秋田銀行	秋田市山王三丁目2番1号	49	0.5
株式会社北都銀行	秋田市中通三丁目1番41号	49	0.5
秋田観光開発株式会社	秋田市山王臨海町1番1号	42	0.4
株式会社秋田放送	秋田市山王七丁目9番42号	42	0.4
株式会社東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	42	0.4
伊藤工業株式会社	秋田市雄和平沢字舟津田87番1号	42	0.4
T D K 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	28	0.2
太平熔材株式会社	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山6番25号	28	0.2
株式会社竹村製作所	長野県長野市大字小島127番	28	0.2
計	-	490	5.1

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和5年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,485	9,485	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	9,485		
総株主の議決権		9,485	

【自己株式等】

令和5年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日まで)の中間財務諸表について、公認会計士 堀井照重氏による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	247,460	187,785
未収入金	25,796	56,086
棚卸資産	1,211	4,394
その他	1,925	21,287
貸倒引当金	128	56
流動資産合計	276,266	269,498
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	82,925	120,774
構築物（純額）	125,235	134,410
コース勘定	1,135,877	1,135,877
土地	709,137	709,137
その他（純額）	33,475	33,495
有形固定資産合計	2,086,652	2,133,695
無形固定資産	873	873
投資その他の資産	14,553	14,553
固定資産合計	2,102,078	2,149,122
資産合計	2,378,344	2,418,620
負債の部		
流動負債		
買掛金	7	4,169
1年内返済予定の長期借入金	5,634	6,264
リース債務	5,349	5,680
未払法人税等	3,806	2,036
未払費用	7,743	28,408
前受収益		14,938
その他	12,916	27,057
流動負債合計	35,458	88,555
固定負債		
長期借入金	42,182	39,050
リース債務	9,104	9,740
長期預り金	1,901,400	1,898,800
退職給付引当金	7,587	6,882
固定負債合計	1,960,274	1,954,473
負債合計	1,995,733	2,043,028
純資産の部		
株主資本		
資本金	474,250	474,250
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	91,638	98,657
利益剰余金合計	91,638	98,657
株主資本合計	382,611	375,592
純資産合計	382,611	375,592
負債純資産合計	2,378,344	2,418,620

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
営業収益	140,393	154,746
営業費用	148,720	165,393
営業損失()	8,326	10,647
営業外収益	1 1,532	1 4,094
営業外費用	2 284	2 266
経常損失()	7,078	6,819
特別損失	3 0	3 33
税引前中間純損失()	7,078	6,852
法人税、住民税及び事業税	166	166
法人税等合計	166	166
中間純損失()	7,244	7,019

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	474,250	97,710	97,710	376,539	376,539
当中間期変動額					
中間純損失()		7,244	7,244	7,244	7,244
当中間期変動額合計		7,244	7,244	7,244	7,244
当中間期末残高	474,250	104,955	104,955	369,294	369,294

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	474,250	91,638	91,638	382,611	382,611
当中間期変動額					
中間純損失()		7,019	7,019	7,019	7,019
当中間期変動額合計		7,019	7,019	7,019	7,019
当中間期末残高	474,250	98,657	98,657	375,592	375,592

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	7,078	6,852
減価償却費	20,203	21,099
貸倒引当金の増減額(は減少)	82	72
退職給付引当金の増減額(は減少)	747	705
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	284	266
固定資産除却損	0	33
売上債権の増減額(は増加)	21,517	30,290
棚卸資産の増減額(は増加)	2,453	3,183
仕入債務の増減額(は減少)	25,049	24,827
未払消費税等の増減額(は減少)	3,144	1,902
その他の資産の増減額(は増加)	6,203	6,017
その他の負債の増減額(は減少)	17,111	17,635
その他		379
小計	29,371	15,217
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	284	266
法人税等の支払額	434	1,935
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,652	13,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,973	64,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,973	64,384
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	312	2,502
長期預り金の返済による支出	2,200	2,600
リース債務の返済による支出	2,755	3,204
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,267	8,306
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	18,412	59,675
現金及び現金同等物の期首残高	215,126	247,460
現金及び現金同等物の中間期末残高	233,539	187,785

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

当社は過去に会員から会員入会金(入会保証金)を受入れ、ゴルフコースを建設しました。

当該会員入会金(入会保証金)は、長期預り金として固定負債に計上しております。会員入会金は、入会の日から据置期間経過後に会員から退会の申し出があった場合、これを返還することになりますが、この返還の申し出の数が急激に増加すると事業運営に支障が生じる可能性があります。

当中間会計期間は、10,647千円の営業損失となりました。また、当社は事業年度では第52期で営業利益が発生しておりますが、将来必要となる設備投資や財務活動によるキャッシュ・フロー支出を考慮しますと、十分な営業活動によるキャッシュ・フローを獲得しておりません。

資格保証金9,000千円の入会金は、平成24年8月から据置期間(20年)を経過したため、当該預託金の償還が逐次到来することが予想されます。この入会金を含めて、会員からの返還の申し出の数が急激に増加すると預託金の返還は困難となります。このため、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

中間財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応をしております。

会員の同意を得たうえで、会員権を分割し、償還期限を延長する。

しかしながら、上記の対応を行えば万全というものではなく、また、すべての会員の合意を得たものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

評価基準については、商品・貯蔵品ともに原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)、評価方法については、最終仕入原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

なお、主な耐用年数は、下記のとおりであります。

建物及び構築物 10~60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) ゴルフ場収入

顧客にゴルフ場及びその関連施設の利用を提供した時点で収益を認識しております。

(2) 練習場運営収入

顧客にボールの販売をした時点で収益を認識しております

(3) 売店売上収入

顧客に物品の販売を行った時点で収益を認識しております。

(4) 営業雑収入

年会費収入は、会員に役務を提供する期間に応じて収益を認識しております。

名義変更料は、会員資格の提供を行っており、会員資格が承認された時点で収益を認識しております。

その他は、サービスの提供を行った時点で収益を認識しております。

(5) レストラン収入

顧客に飲食の提供を行った時点で収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,452,016千円	1,469,852千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ流動資産の「その他」、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
受取利息	0千円	0千円
受取手数料収入	152千円	215千円
受取出向者負担金収入	220千円	530千円
受取保険金	464千円	1,369千円
助成金・給付金	千円	1,520千円
広告収入	千円	410千円

2 営業外費用のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
支払利息	284千円	266千円

3 特別損失のうち重要なもの

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
有形固定資産除却損	0千円	33千円

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
有形固定資産	20,203千円	21,099千円
無形固定資産	千円	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,485	-	-	9,485

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,485	-	-	9,485

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
現金及び預金勘定	233,539千円	187,785千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	233,539千円	187,785千円

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

建物付属

(ボイラー本体)

車両運搬具

(5連ロータリーモア1台)

(スプレーヤー1台)

(プロコア1台)

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

令和4年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	47,816	47,307	509
(2) リース債務	14,453	12,973	1,480
負債計	62,269	60,280	1,989

(注) 1. 長期借入金は、流動負債の1年内返済予定の長期借入金の金額と固定負債の長期借入金の金額を合計した金額であります。また、リース債務についても流動負債のリース債務の金額と固定負債のリース債務を合計した金額であります。

(注) 2. 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3. 「未収入金」「買掛金」「未払費用」等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

令和5年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	45,314	45,282	31
(2) リース債務	15,421	14,365	1,055
負債計	60,735	59,648	1,087

(注) 1. 長期借入金は、流動負債の1年内返済予定の長期借入金の金額と固定負債の長期借入金の金額を合計した金額であります。また、リース債務についても流動負債のリース債務の金額と固定負債のリース債務を合計した金額であります。

(注) 2. 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 3. 「未収入金」「買掛金」「未払費用」等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(令和4年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(令和5年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和4年12月31日)

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金		47,307		47,307
リース債務		12,973		12,973
負 債 計		60,280		60,280

当中間会計期間(令和5年6月30日)

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金		45,282		45,282
リース債務		14,365		14,365
負 債 計		59,648		59,648

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(令和4年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(令和5年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社のゴルフ場土地の一部は、賃貸借契約によって原状復帰義務が付帯されておりますが、当該契約は自動継続であり、かつ、ゴルフ場以外の利用が見込み難いことから、契約解除となる蓋然性が極めて低いいため、資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位:千円)

	ゴルフ場収入	練習場運営収入	売店売上収入	営業雑収入	レストラン収入	合計
一時点で移転されるサービス	90,018	3,053	1,046	7,811	23,519	125,449
一定の期間にわたり移転させるサービス				14,944		14,944
顧客との契約から生じる収益	90,018	3,053	1,046	22,756	23,519	140,393
その他						
外部顧客への売上高	90,018	3,053	1,046	22,756	23,519	140,393

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

(単位:千円)

	ゴルフ場収入	練習場運営収入	売店売上収入	営業雑収入	レストラン収入	合計
一時点で移転されるサービス	101,065	2,987	1,080	7,434	27,239	139,807
一定の期間にわたり移転させるサービス				14,938		14,938
顧客との契約から生じる収益	101,065	2,987	1,080	22,373	27,239	154,746
その他						
外部顧客への売上高	101,065	2,987	1,080	22,373	27,239	154,746

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

中間財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間期間末において存在する顧客と契約から当中間会計期間末後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当中間会計期間
前受収益(期首残高)		
前受収益(中間期末(期末)残高)		14,938

年会費収入は、1年間にわたりサービスが顧客(会員)に移転することから当該期間にわたり均等に収益を認識しております。前受収益は、顧客(会員)から一括徴収した年会費(1年分)から生じたものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩します。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行業務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約であるため、残存履行業務に配分した取引価格を記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、すべて本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、すべて本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和4年12月31日)	当中間会計期間 (令和5年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	40,338円57銭	39,598円56銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	382,611	375,592
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	382,611	375,592
普通株式の発行済株式数(株)	9,485	9,485
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	9,485	9,485

項目	前中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年6月30日)
(2) 1株当たり中間純損失()	763円80銭	740円02銭
(算定上の基礎)		
中間純損失()(千円)	7,244	7,019
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純損失()(千円)	7,244	7,019
普通株式の期中平均株式数(株)	9,485	9,485

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第52期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日） 令和5年3月31日東北財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年9月25日

株式会社 秋田榎台ゴルフクラブ
取締役会 御中

公認会計士 堀井照重事務所

秋田県秋田市

公認会計士 堀 井 照 重

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田榎台ゴルフクラブの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第53期事業年度の中間会計期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田榎台ゴルフクラブの令和5年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当中間会計期間は、10,647千円の営業損失となりました。また、当社は事業年度では第52期で営業利益が発生しておりますが、将来必要となる設備投資や財務活動によるキャッシュ・フロー支出を考慮しますと、十分な営業活動によるキャッシュ・フローを獲得していない状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的

専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見証明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
 - ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。